

役員選出規程

(根拠)

第1条 公益社団法人愛知県スキー連盟（以下、「当法人」という。）の定款第25条（役員
の設置等）の規定に定める役員の選出は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 本規程は、各所属団体の利害を超越し、真に組織人として、当法人の目的達成のため
に貢献する人物を役員候補として選出することを目的とする。

(役員選出委員会の設置)

第3条 当法人の役員候補を選出し、理事会に推挙するため、役員選出委員会（以下「委員
会」という。）を置く。

(委員会の構成及び数)

第4条 委員会は、理事の内より5名以内及び正会員（改選年の4月末日現在の所属会員の
多い団体から）5名以内で構成し、会長が委嘱する。

2 委員の代理は、認めない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会の議長となり、委員会で審議した役員候補を理事会に推挙する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(委員会の招集及び会議)

第6条 委員会の招集は、理事会が行う。委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により
成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、役員選出年度の第4条による委員委嘱日から役員決定の時期まで
とする。

(理事及び監事の候補)

第8条 委員会は、次項に定める会長推薦理事を除く、理事及び監事の候補を正会員及び
所属会員から選出し、理事会に推挙する。

2 会長推薦理事は7名以内とし、会長がその候補者を理事会に、推薦するものとする。

(候補決定の方法)

第9条 委員会は、各役員候補を決定するには全員一致を原則とするが、調整のできない場合は出席委員の過半数以上の同意をもって決定する。

(候補決定の時期)

第10条 委員会は、理事会の開催される10日前までに役員候補を決定しなければならない。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は平成30年4月19日より施行する。